



憲政記念館 50 周年に寄せて

憲政記念館長 山本 浩慎

50年前の1972年（昭和47）3月21日、憲政記念館の開館式がありました。議会開設80年記念事業の一環として前々年に起工式が行われ、尾崎記念会館を吸収合併して一館としたものです。

尾崎記念会館は、第1回総選挙以来当選連続25回、在職60年7か月に及び、国際平和運動にも先導的役割を果たした「憲政の神様」尾崎行雄を顕彰してその思想を普及するため、益谷衆議院議長を会長として発足した尾崎行雄記念財団が、建設費を募金で賄うプロジェクトとして陸軍参謀本部跡地に建設し、1960年（昭和35）の完成とともに衆議院に寄贈されました。

尾崎記念会館は一般公募により選ばれた海老原一郎の設計に係るもので、尾崎行雄の銅像を浮かべた四角い池を中心に、南側から西側にかけてのL字に講堂と食堂を配し、北側から東側にかけてのL字に展示室と会議室を配した、モダンムーブメントを表現する建物でありました。

尾崎記念会館を寄贈された衆議院事務局では、会館建物は展示よりも

集会に重きを置いていたと評価して、議会政治全般に関する各種の資料を幅広く収集・保管し、常時展覧する設備を備えた新しい建物として「憲政記念館」を計画したものです。

憲政記念館開館記念特別展は国会の仕組みと憲政の歩みを紹介したもので、常設展示もこの二つを柱としています。来館者の半数は小中学生で、開館当初にはなかった議場体験コーナーが撮影スポットとなり、国会の速記コーナーは大人にも人気です。

記念誌「憲政記念館の二十年」には「国会が国民に対して開いている窓口としての役割」の語があります。この「時計塔」発行日に開館していないのは残念ですが、初夏からの代替施設は現建物での展示を引き継ぎ、一部コーナーでは講堂の「折板屋根」をモチーフとしています。さらに7年先を予定する新館開館に向け、幅広い年齢層を対象に生きた政治を感じてもらえる展示・学習を構想していきたいと考えております。

現憲政記念館に対する感謝の会

憲政記念館現建物は、新憲政記念館・国立公文書館の建設に伴い、令和4年度中に解体される計画となっています。令和4年1月26日、「現憲政記念館に対する感謝の会」が岡田事務総長のもとで開催されました。

<参加者>

岡田憲治 衆議院事務総長
石田尊昭 一般財団法人尾崎行雄記念財団
理事兼事務局長
渡辺隆一 日本パーティサービス株式会社
株式会社霞ガーデン
代表取締役社長
天田要治 元憲政記念館長
清水 敦 元憲政記念館長
(司会) 山本浩慎 憲政記念館長

○山本 昨年5月には小委員会で新館の実施設計が報告されました。その中で、新館の建設のスケジュールについては、令和10年度末開館予定のようなお話がございました。



前列右 石田
事務局長
前列左 渡辺社長

○岡田事務総長 憲政記念館が開館したのが1972年（昭和47）3月ですので、ちょうど今年が50年なんです。50年ぐらいたちますと物にはやはり何がしの神というか、そういうものが宿るのではないかということで、その最後を見送る感じで今日は会合を開催させていただきました。

陸軍の参謀本部が置かれていたその上に、正に憲法を守るこの憲政記念館が建てられたというのも、縁があったということなのです。この建物は、当時、モダニズム建築とあって日本建築の意匠を映し出して、昭和30年代の時代的特徴をよく表しているのです。事務室とか展示室は限られた時間に人の動きが集中する場所ですが、もう一つあるのが講堂とか食堂です。あそこでいろいろな講演が行われると音が出ます。食堂は、いろいろな食材の香り、そういったものもあるわけなので、限られた時間に人の動きが集中するエリア、それから、音とか食事の香りがするエリア、それぞれの機能で二つの棟に分けられているというのがこの建物の一つの特徴なのだそうです。

○石田事務局長 これからのことを申し上げますと、どんなに立派な建物ができても、そこに魂がこもらないとただのコンクリートですから、この憲政記念館が新しくなるに当たって、今までどういう思いでここが造られてきたのか、運営されてきたのか、どういう先人たちの知見や経験がここに埋まっているのか、そして尾崎行雄を始め当時の議会制民主主義の発展に尽くした数多くの政治家、思想家、研究者、こういった方々の思い、理念、そういったものを我々は受け継ぎ、そして語り継いでいく使命があるんだと思います。

その意味では、憲政記念館にしっかりと魂を入れていく。令和10年度にここにどんなに立派な建物ができても、そこに我々が魂を宿していかないと意味がないと思っています。

○渡辺社長 私の父が、縁がありまして、1960年（昭和35）2月、旧尾崎記念会館内にレストラン霞ガーデンを開業いたしました。その後、1972年、憲政記念館内の施設として引続き営業させていただいて、昨年3月に閉店するまで61年間という長い間営業させてい

ただいたわけでございます。困難な時期も多々ありましたけれども、尾崎財団を始めといたしまして、各先生方、憲政記念館歴代館長並びに職員の皆様方に多大なる御支援、御鞭撻をいただいで、何とか61年継続することができたのは本当に光栄でございました。

この霞ガーデンは、開業するに当たって、作詞家で詩人でありました、故サトウハチロー先生に命名していただいた名前でございます。ですから、皆様方には末永く記憶にとどめていただければ幸いです。

○岡田事務総長 たしか、シェフはテレビにも出られたことがありますよね。

○渡辺社長 テレビにもよく出ましたね。



左 天田元館長
右 清水元館長

○天田元館長 私が来たばかりの憲政記念館は、海老原先生の名建築と新しい展示室、それから事務室のちょうどドッキングする場所に渡り廊下があったんですね。

それが、1997年（平成9）ですか、日本国憲法施行50周年の特別展がございましたが、そのときに映像展示を導入したんですね。（前年くらいから渡り廊下は封鎖されている。）

今考えて、私、展示として一番成功したと思うのは議場体験コーナーじゃないかなと思うんです。なぜかと申しますと、今、展示の主流というのは、展示物を触って楽しむ、実感するという手法なんですね。

余った議席を入れて、それだけではとても足りないので議席のレプリカも作らせて、ちょっと狭いんですけども議場の雰囲気を出すために天井もステンドグラス風のまるつきり同じデザ

インのものを縮尺して入れました。それで議席から演壇を見上げますと、正に画面上に内閣総理大臣が75%の縮尺で、あそこで演説しているように見える。そこに上って写真撮影も可能にするということがなかなか評判がよくて、あそこに展示しました。

○清水元館長 私が来て非常に大変だったのは、公文書館が来るという話になって、いろいろなところで呼ばれました。

参議院の大会議室で公文書館の議員連盟の集まりがあって、そこで憲政記念館は何をやっているんだという説明をしろということで行きましたけれども、博物館だけじゃないんですよということで、施設の話、国会参観バス駐車場の話、庭園の話、みんなさせていただきました。

その中で、向大野総長からも、ちょっと憲政はPRが少ないよねという話で私がやって、「憲政だより 時計塔」を発刊してPRに努めてきました。

○岡田事務総長 生きた政治を小中学生にわかっていただきたいということで、「来て、見て、触って」というところをキャッチフレーズにとか、そういうことがやはり大事だなと思っていますので、体験コーナーも議場だけではなくて予算委員会が行われる第一委員室を再現して、一クラス40人ぐらいがそこへ座っていろいろなレクチャーを受けるといった形ができれば一番いいのかな。子供たちが憲政記念館に来て一日勉強すれば夏休みの宿題ができるという姿にできれば一番いいなと思っています。

○石田事務局長 建物の思い出というのはやはり人との思い出なんですよ。若い人たちが政治や国会、またその歴史について学ぶことによって、今の政治に活かして行ってほしいというのが憲政記念館の大きな意義であろうと思うんですね。

代替施設の展示室のご案内

代替施設の展示室には、現憲政記念館から移設したコーナーや、新たな展示等があります。開館に先立ち、見どころをご紹介します。展示再開の際には、是非ご覧ください。

議場体験コーナー

本会議場を 3/4 のスケールで再現しています。内閣総理大臣が演説する映像を議席から見たり、演壇や議席で写真撮影ができます。現憲政記念館から移設します。

憲政の歩みコーナー

議会政治について、幕末から現代に至る歩みを資料や写真により学ぶことができます。紅露みつ当選風景の写真など、新たな資料も展示します。

憲政プラザ



※上は撮影のイメージです

● 国会議事堂中央広間のイメージを再現し、広間に立つ伊藤博文、大隈重信、板垣退助の銅像の写真と並んで記念撮影ができます。

● 国会のしくみや選挙制度について、体験型クイズで学ぶことができます。

● 帝国議会初期の場面を模型や動画で再現し、当時活躍した人物について、パネルで学ぶことができます。



入館料：無料
開館時間：9時30分～17時
(入館は16時30分まで)
休館日：毎月末日、年末年始(12/28～翌年1/4)
※現憲政記念館と変わりありません

【発行人】 山本 浩 慎
【編集責任者】 高橋 和 彦

【印刷・発行】 衆議院事務局 憲政記念館
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1-1
TEL：03-3581-1651



本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。